

平成26年3月18日

関係団体 各位

鹿児島県保健福祉部介護福祉課長

介護職員等による喀痰吸引等に係る手数料について（通知）

本県の介護保険行政の推進につきましては、かねてからご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成24年4月の社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、一定の研修を受けた介護職員等は、都道府県知事による認定証の交付及び事業者の登録をもって、喀痰吸引等の行為が実施可能となりました。

つきましては、認定証の交付及び事業者登録等について、法施行から2年経過し、制度普及が進んでいること、事務処理に相当な時間を要しており、受益者負担の観点から、この事務に係る手数料を下記のとおり徴収することとしましたので、お知らせします。

なお、登録特定行為事業者（不特定多数の者対象）には、別途送付しています。

記

1 手数料（収入証紙）の金額等

手数料名称	金額
認定特定行為業務従事者認定証交付申請手数料 （不特定多数の者対象）	1,500円
認定特定行為業務従事者認定証再交付手数料 （不特定多数の者対象）	1,000円
登録特定行為事業者登録申請手数料	2,400円

※更新、変更については、手数料の必要はありません。

2 適用年月日 平成26年4月1日

※実際に介護福祉課に到達した日をもって受付日とし、受付日が平成26年4月1日のものより適用します。

3 その他

平成26年4月1日以降の様式等については、鹿児島県ホームページにて更新予定です。

※県ホームページ

<http://www.pref.kagoshima.jp/ae05/tankyuintouroku.html>

（ホーム＞健康・福祉＞高齢者・介護保険＞県内の事業者の方へ＞介護職員等によるたんの吸引等に関する事業所・業務従事者の登録等について（不特定多数の者対象））